

第10回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和3年4月26日（月）
- 2 開閉時間 午後5時00分開会 午後6時00分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 12人
1番 寺崎秀子 2番 小野寺昭一 3番 坂上 修 4番 佐藤美頭雄
5番 斎藤哲子 7番 山崎禎彦 8番 鈴木英博 9番 松田直人
10番 相澤峰基 11番 北村浩光 13番 舟根 祐 14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 岡野事務局長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 7番 山崎禎彦、8番 鈴木英博
- 9 議事内容
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 使用貸借の解約について
報告第3号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第4号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第5号 青年等就農計画認定申請に係る意見について
報告第6号 青年等就農計画の認定通知について
報告第7号 農地の賃借料情報について
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農業振興地域整備計画の変更（案）について
議案第5号 農用地利用集積計画の要請について
議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 農業委員会の適正な事務実施に係る「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について
議案第8号 農業委員会の適正な事務実施に係る「令和3年度の目標及びその達成に

議案第9号　　「向けた活動計画」について
下限面積（別段の面積）の設定について

10 議事録本紙

議長

これから、第 10 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 12 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、7 番委員、8 番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 8 報告第 7 号「農地の賃借料情報について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案 2 頁をご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案 3 頁、4 頁をご覧ください。

番号が 1 番の 1 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

続きまして、議案 6 頁をご覧ください。

報告第 2 号「使用貸借の解約の通知について」です。

使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。

議案 7 頁、8 頁をご覧ください。

番号が 1 番の 1 件でございます。

1 番のについては、北野地区国営緊急農地再編整備事業の一時利用指定に伴う解約となっています。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案 10 頁をご覧ください。

報告第 3 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 11 頁、12 頁をご覧ください。

番号が 1 番から 10 番までの 10 件の申請がありました。

続きまして、議案 14 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 15 頁をご覧ください。

3月 25 日に開催された第 9 回定例会の報告第 3 号で意見した 2 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

続きまして、議案 16 頁をご覧ください。

報告第 5 号「青年等就農計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 15 条の 4 及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 2 の 4 の (5) に規定する青年等就農計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 17 頁、18 頁をご覧ください。

番号が 1 番から 5 番までの 5 件の申請がありました。

続きまして、議案 20 頁をご覧ください。

報告第 6 号「青年等就農計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 3 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 21 頁から 23 頁までをご覧ください。

先ほど、報告第 5 号で意見した 5 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

続きまして、議案 24 頁をご覧ください。

報告第 7 号「農地の賃借料情報について」です。

農地法第 52 条に基づき、農地の賃借料情報を取りまとめたので報告します。

議案 25 頁をご覧ください。

賃借料情報につきましては、令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までに締結された賃貸借における賃借料水準について、4 月 21 日付け農業委員会告示第 4 号告示しています。

賃借料の平均額は 8,800 円、最高額は 13,400 円、最低額は 2,800 円で採用したデータ数が、注釈の算出方法により異常値を排除した 229 件となっています。

昨年度と比較しますと、平均額は 700 円減、最高額は 400 円減、最低額は 1,100 円減、データ数 33 件減となっています。

報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 続きまして、日程第 9 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 26 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 27 頁から 34 頁までをご覧ください。

番号が 1 番から 23 番までの 23 件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、それぞれ、備考欄に記載のとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が 6 か月以内であるかの確認については、案件の全てが、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

それから、議事参与の制限を受ける案件がございます。1 番の案件については、小野寺委員、20 番 21 番の案件については、舟根代理が、それぞれ、議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、先に 1 番から審議いたします。

2 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

1 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 1 番の案件については、認めると決定しました。

2 番委員 着席

議長 次に 20 番、21 番の案件について審議いたします。

13 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
- 委員 20番、21番の案件について認める方は挙手をお願いします
- 全員挙手
- 議長 はい、それでは1番の案件については、認めると決定しました。
- 13番委員 着席
- 議長 残りの案件について審議いたします。
- 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
- 残りの案件について認める方は挙手をお願いします。
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは残りの案件についても、認めると決定しました。
- 議長 続きまして、日程第10議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案36頁をご覧ください。
- 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。
- 農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利設定に係る許可の可否について審議を求めます。
- 議案は37頁、38頁をご覧ください。
- 番号が1番で1件の許可申請がありました。
- 土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、賃料につきましては、議案に記載のとおりです。
- この借主は、最近設立した法人で、旭川市にある農地についても現在、権利の移動について許可申請中であり、旭川市の許可を含め下限面積要件を満たす予定であります。
- よって、付帯決議事項といたしまして、許可相当とした場合、旭川市農業委員会総会で農地の権利移動（設定）の許可があり、耕作の事業に供すべき農地が2haに達することを確認した後に許可するものといたします。
- 位置図は、説明資料の1頁に載せてありますのでご確認願います。
- 農地法第3条の許可要件については、説明資料の2頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしていると判断をしました。
- 説明は以上です。
- 議長 それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。
- 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」認める方は
挙手をお願いします。

委員会議長

はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

それでは、日程第11議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案40頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。

農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請があつたので、許可の可否について、審議をお願いします。

議案は41、42頁になりますのでご覧ください。

番号が1番から2番までの、2件の許可申請がありました。

まず、1番の案件ですが、転用する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積については、議案に記載のとおりです。転用の目的は、納屋及びもみ殻処理タンクの建築で計画の内容は、議案に記載のとおりです。

別冊、説明資料の3ページに土地利用計画図を載せておりますので併せてご確認ください。

議案の方に戻ります、転用基準及び農振農用地区域の区分でございますが、この転用と併せて行います農振法の変更後の区分で転用許可の判断をしています。

この案件は農地の区分が農用地区域内の農業用施設用地となりまして、許可の理由につきましては、農業振興地域整備計画に基づく、農業用施設の建築であることから転用はやむを得ないものと認められ、基準を満たすものと判断します。以降、都市計画の区分、申請人及び転用の理由は議案に記載のとおりですのでご確認ください。

続きまして、2番の案件ですが、転用する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積については、議案に記載のとおりです。転用の目的は、農家住宅の建築で計画の内容は、議案に記載のとおりです。

別冊、説明資料の4ページに土地利用計画図を載せておりますので併せてご確認ください。

議案の方に戻ります、転用基準及び農振農用地区域の区分でございますが、この転用と併せて行います農振法の変更後の区分で転用許可の判断をしています。

この案件は農地の区分が農用地区域外の甲種農地となりまして、許可の理由につきましては、農業振興地域整備計画に基づく、農家住宅の建築であることから転用はやむを得ないものと認められ、基準を満たすものと判断します。以降、都市計画の区分、申請人及び転用の理由は議案に記載のとおりですのでご確認ください。

また、付帯決議事項として、北海道農業会議への意見聴取について、本

案件は、「農地法第4・5条に係る30a以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」に該当する意見聴取の対象から除外できる案件であるため、意見聴取しないものといたします。

また、許可相当とした場合、農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、鷹栖町農業振興地域整備計画の変更後に許可するものとしています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」認める方は举手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第12議案第4号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案44頁をご覧ください。

議案第4号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」です。

農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、変更（案）について、鷹栖町長から計画変更の適否について意見を求められたので審議をお願いします。

議案は45頁をご覧ください。

番号が1番から2番までの、2件でございます。

変更する土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、用途変更前、変更後、申請者の住所及び氏名につきましては、議案に記載のとおりです。

先ほど、議案第3号でご審議いただいた、転用許可の案件に伴う農振法の農用地区域の変更に係る意見についてです。

先ず、番号1番の計画変更の内容は、該当地の畠に納屋及びもみ殻タンクを建設するため、農用地から農業用施設用地へ用途変更する内容でございます。

次に、番号2番の計画変更の内容は、該当地の畠に農家住宅を建設のため、農用地から除外する内容でございます。

この2件の案件につきましては、先ほどの議案第3号でご審議いただいたものと同様に計画変更を可とするものと判断します。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」説明が終わりました。

- この案件について何が質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
- 議案第4号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」認める方は举手をお願いします。
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは議案第4号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」は、認めると決定しました。
- 議長 続きまして、日程第13 議案第5号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。
- 事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案46頁をご覧ください。
- 議案第5号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。
- 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。
- 議案は47頁、48頁をご覧ください。
- 番号が1番から2番までの2件でございます。
- 売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、經營地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。
- 位置図は、別冊、説明資料の5頁から6頁までに、調査書は、7頁から8頁までに載せてありますので併せてご確認願います。
- なお、番号1番の案件につきましては、小野寺委員が議事参与の制限を受ける案件でございます。
- 先に、あっせん案件でございますので、担当の委員さんより、あっせんの補足説明をお願いします。
- 議長 1番です。
- 3月25日から3月26日まで、あっせん回数3回で成立しています。
- 反当152,000円で成立しています。
- 2番です。
- 3月25日から3月26日まで、あっせん回数3回で成立しています。
- 反当135,000円で成立しています
- 議長 議事参与の案件がありますので、1番から審議いたします。
- 2番委員 私の案件ですので、退席します。
- 議長 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
- 1番の案件について認める方は挙手をお願いします
- 委員 全員挙手

- 議長 はい、それでは 1 番の案件については、認めると決定しました。
- 2 番委員 着席
- 議長 それでは残りの案件について審議いたします。
- 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
- 残りの案件について認める方は挙手をお願いします。
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは残りの案件については、認めると決定しました。
- 議長 続きまして、日程第 14 議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案 50 頁をご覧ください。
- 議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。
- 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。
- 議案が 51 頁から 64 頁までにかけてとなってございます。
- 番号が 1 番から 39 番までの 39 件ございまして、全てが新規の契約でございます。
- 利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。
- 位置図は、別冊、説明資料の 9 頁から 33 頁までと、調査書が 34 頁から 72 頁に載せてありますので併せてご確認願います。
- なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。20 番、21 番、22 番の案件について、舟根代理が、議事参与の制限を受ける案件となっています。
- 説明は以上です。
- 議長 それでは、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。
- 議事参与の案件がありますので、20 番、21 番、22 番から審議いたします。
- 13 番委員 私の案件ですので、退席します。
- 議長 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
- 20 番、21 番、22 番の案件について認める方は挙手をお願いします
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは 20 番、21 番、22 番の案件については、認めると決定しました。
- 13 番委員 着席
- 議長 それでは残りの案件について審議いたします。
- 質疑ございませんか。

- 委員 無しの声
- 議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
- 委員 残りの案件について認める方は挙手をお願いします。
- 全員挙手
- 議長 はい、それでは残りの案件について、認めると決定しました。
- 議長 それでは、日程第 15 議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案 66 頁をご覧ください。
- 議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」説明します。
- この案件については、平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知で、毎年度、作成が義務付けられており、本日、審議していただいたあと、農業委員会事務局で公表し、農業者からご意見をいただいた上で決定することになっています。
- 農業者からのご意見があった場合、再度、審議し決定することになります。
- なお、6月末までに公表し、7月までに農林水産省に報告することになっていますので、よろしくお願いします。
- それでは、議案 67 頁をご覧ください。
- （「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、朗読し説明する。）
- 議長 それでは、議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」説明が終わりました。
- この案件について何が質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
- 議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」認める方は挙手をお願いします。
- 全員挙手
- 議長 はい、それでは議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」は、認めると決定しました。
- 議長 続きまして、日程第 16 議案第 8 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案 76 頁をご覧ください。
- 議案第 8 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 3 年度の目標及

びその達成に向けた活動計画」について」説明します。

この案件についても、前議案同様、作成が義務付けられ、同様の手続きで決定し、公表、報告することになっています。

それでは、議案 77 頁をご覧ください。

(「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、朗読し、説明する。)

議長 それでは、議案第 8 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 8 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 8 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 17 議案第 9 号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 80 頁をご覧ください。

議案第 9 号「下限面積（別段の面積）の設定について」です。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による令和 3 年度の下限面積（別段の面積）の設定について、審議を求めるものです。

記載の方針でございますが、方針の基本は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する北海道の下限面積 2 ヘクタールといたします。

以下、ただし書きの部分に記載の下限面積の設定については、平成 30 年（9 月 25 日）開催の（第 15 回）農業委員会定例会で審議され、それ以降、空き家付農地と、集積又は集約に適さない小規模な農地も含め、1 筆ごとの指定とし、別段の面積は 1 アールとして設定し、現在、運用しているものです。

令和 3 年度においても、引き続き、以上の方針でよろしいかご審議願います。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 9 号「下限面積（別段の面積）の設定について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 9 号「下限面積（別段の面積）の設定について」認める方は挙手をお願いします。

- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは議案第9号「下限面積（別段の面積）の設定について」
は、認めると決定しました。
- 議長 日程については以上になります。
- 議長 その他に入ります。
- 局長 はい、議案81ページその他の、次回の定例会についてです。
- 局長 次回、第11回の日程ですが5月31日（月）の18時00分からの開催で
考えていますがよろしいでしょうか。
- 議長 よろしいですか。
- 委員 問題なしの声
- 議長 それでは、5月31日（月）の18時00分からでお願いします。
- 局長 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認
ください。私からは以上です。
- 議長 それでは、以上をもって第10回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。